

Accounting SQUARE

監査に関する情報開示への取組について

公益社団法人日本監査役協会
会長

ごとう としふみ
後藤 敏文



はじめに

昨年11月、公益社団法人日本監査役協会（以下「当協会」という。）の会長に就任し、3か月が経過しようとしている。

当協会は、1974年に設立され、2011年に公益社団法人となった監査役・監査委員・監査等委員・監事（以下「監査役等」という。）を会員とする組織であり、昨年末現在、法人会員数7,085社、登録会員数8,925名と、設立以来の最も多い会員数となっている。登録会員の増加は、株主やステークホルダーから寄せられる期待に応えるために研鑽を必要としている監査役等のニーズを反映したものと考えられ、改めて当協会会長の職責の大きさを強く感じる日々である。

企業統治改革の動きと当協会の取組—開示の充実を中心に

2014年以降、会社法の改正、スチュワードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コードの実施等が相次いで行われ、我が国の企業統治改革は大きく進展した。これらの制度改革

正の背景には、企業統治に関連した制度面を整備し、我が国企業や資本市場に対する信頼を確保せねばならないという強いニーズがあったと考えている。当協会では、これらの一連の改革に対し、監査役等の在り方を再検討し、監査役等のためのベストプラクティスを定めた「監査役監査基準」・「監査委員会監査基準」を改定し、さらに2015年5月施行の会社法改正で新たに導入された監査等委員会設置会社向けに、「監査等委員会監査等基準」を制定した。これらの中で、上場会社が対象のコーポレートガバナンス・コードについても、企業統治の在り方として汎用的な規律と捉えることもできるとし、その内容も盛り込み、監査役等の活動に組み込むよう努めてきたものである。

近年の企業統治に関連した制度改革では、監査に関する情報開示が大きなテーマとなってきた。その代表的な2点と、当協会の対応を紹介する。

1. 「監査上の主要な検討事項」について

会計監査に関しては、金融庁が2015年に設置した「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言、「会計監査の信頼性確保のために」に基づき様々な施策が順次実施に移される中、その

大きな柱の一つである「会計監査に関する情報の株主等への提供の充実」に関するものが、時間を掛けて検討されてきた。その要が、「監査上の主要な検討事項」（以下「KAM」という。）の監査人の監査報告書への記載義務付けである。既に早期適用が開始されており、本年4月に始まる2021年3月期から強制適用となる。

KAMの選定は監査人が行うが、監査役等と協議した事項の中から選定するため、監査役等が重要な役割を果たすこととなる。当協会では、2019年4月から開始する期で早期適用する会社を想定し、期初、期中、期末の各段階において、監査役等が監査人との間で、また関連して社内（執行部との間）で、いかなるコミュニケーションや手続を実施すべきか等を「監査上の主要な検討事項（KAM）に関するQ&A集」としてとりまとめ、2019年6月に前編、同12月に後編を公表した。本年4月からの事業年度では、強制適用となり、実際に監査報告書に記載され開示される重要事項の選定を行うため、従前から監査人との間で十分なコミュニケーションをとっている会社も含め、確認等のためのプロセスが追加されるなど、コミュニケーションの重要性が増すと考えられる。監査役等としては、かかるコミュニケーションも含め、総合的に会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断し、さらに、自社の方針に沿って、会計監査人の再任等についても検討することとなる。

当協会としては、今後、早期適用の実践事例等も考慮しつつ2年目以後も見据え、前述の「Q&A集」の改定を行っていくこととなるほか、監査役等の取組実態のフォローアップ調査も行うことを検討する。

なお、監査人とのコミュニケーションをより実効的なものとするために、監査役等の財務・会計に関する知識の拡充も必要となる。財務・

会計の知見を有する者を1名以上監査役等に選任することを義務付けるべきという議論もあるが、既に、一定程度の選任が進んでいるとも考えられるため、当協会としては、研修等を継続的に実施し、監査役等を支援していくことになるだろう。その他、KAMの記載を会社法上の会計監査人の監査報告にも導入するとの議論もあり、今後も注視していくこととなる。

2. 有価証券報告書等「監査の状況」の記載について

監査役等に関連する開示については、昨年1月に公布・施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正に基づく、有価証券報告書等の記載事項の改正である。これは、2018年6月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループの報告書に基づき行われた制度整備である。改正項目としては、財務情報の充実、政策保有株式の保有状況や役員報酬の算定方法等の開示に注目が集まるが、「情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組」に属するものとして、監査役会等の実効性を判断する上で必要な情報として「監査役会等の活動状況」が求められることとなった。

「監査役会等の活動状況」の具体的な項目としては、監査役会等の組織、人員（財務及び会計に関する相当程度の知見の有無）及び手続、監査役等の活動状況（開催頻度、主な検討事項、個々の監査役等の出席状況や活動等）が含まれる。既に、会社法上の事業報告の「株式会社の会社役員に関する事項」（会社法施行規則第121条）や「社外役員等に関する特則」（同第124条）の他、監査役等が、監査報告の監査の方法として記載している事項も含まれるが、有価証券報告書等では一か所にまとめて開示することとなる。

当協会では、2019年4月に『企業内容等の開示に関する内閣府令』における『監査役監査

の状況』の記載について」と題する記載内容検討のための実務指針を提供した。さらに、「監査役等の活動状況」の記載義務付けは2020年3月期からだ。2019年3月期から早期適用が可能であったことから、早期適用した会社の記載事例を「2019年3月期有価証券報告書の記載について（監査役会等の活動状況）」としてとりまとめ、2019年11月に公表し、参考にしている。

これらの項目は、監査報告や事業報告等会社法に基づく書面の他、コーポレートガバナンス報告書にも記載がある事項であり、当面はこれらとの整合的な記載が必要であるが、既に、開示の一体化等の議論も行われているところであり、引き続き注視してまいりたい。

なお、有価証券報告書の「監査の状況」の「会計監査の状況」にも監査役等が関連する項目が含まれる。監査人が被監査会社から報酬を得るという関係に鑑み、監査人の独立性が担保され十分に機能しているかに関する判断の材料を投資家等に提供するため、監査役会等が会計監査人の選定に当たって考慮するものとしている方針や選定した理由、監査役会等が会計監査人の評価を行った場合に、その旨とその概要の開示を、監査報酬や継続監査期間等に加えて求められるものである。既に、事業報告にて開示している事項も含まれるが、監査役等としての考え方を端的に、かつ他の開示と整合性をもって示していく必要がある点は、「監査役等の活動状況」と同様である。今後、各社の対応状況に注目してまいりたい。

おわりに

監査役等、特に当協会会員は、当協会の提供

する監査役監査基準等のベストプラクティスや各種の実務指針を参照しつつ、法律・会計・不祥事対応も含めたリスクマネジメントに関する様々な研修会等で研鑽し、自社の置かれた状況を分析し、時に会計監査人等と連携し、必要な監査手続を選び、実践することを通じ、会社の健全かつ持続的な発展に結びつけるべく、真摯に取り組んでいる。一方で、これまで監査役等は、取締役の職務の執行状況を監査するという職務を粛然と果たし、監査報告として結果を報告するのみで、自らその活動状況を説明する機会は多くはなかった。そのため、不祥事への予防等も含め、監査役等の活動に対する投資家等の理解が得にくい面があったことは否めない。

今般の開示に関する制度改正は、有価証券報告書での開示では直接的に、監査人によるKAMの開示では間接的に、監査役等の活動や視点が開示されることになるため、投資家等の理解を得やすくなることが期待される。もちろん、監査役等にとっては、監査報告という結果報告に加え、その結果を得るに至ったプロセスを知らしめることになり、今まで以上にその活動の実効性を評価されることとなるが、これは、監査役等への期待の証左とも考えられる。その期待に応えるためには、開示を求められずとも適切なプロセスを経ることは当然のことではあるが、やはり更なる緊張感をもって臨む必要も出てくるであろう。

企業不祥事の予防や対応に限らず、企業統治全般にわたり監査役等に対する期待は年々増していると感じられる。監査役等がかかる期待に応えられるよう、当協会としても、各社の開示状況に注目し、適切な情報提供を通じて、監査役等の活動の支援を続けてまいり所存である。